

項 目	インターネット接続型多機能ロッカーの解釈別表第十二の適用基準について
<p>1 内容</p> <p>特定電気用品以外の電気用品のうち、交流用電気機械器具の「その他の電気機械器具付家具」で対象として取り扱われる「インターネット接続型多機能ロッカー」に、技術基準解釈別表第十二を適用する場合の適用基準について、ご教示いただきたい。</p> <p>製品の概要については、解釈例「インターネット接続型多機能ロッカー」（平成20年2月28日）を参照。</p>	
<p>2 回答</p> <p>次の基準を適用することが妥当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気安全に関する基準：J 6 0 9 5 0 - 1 又は J 6 2 3 6 8 - 1 ・雑音の強さに関する基準：J 5 5 0 3 2 <p>(理由)</p> <p>本製品は、インターネット回線で管理センターに接続され、各種の情報管理や料金決済なども行うネットワーク端末機器であり、情報技術機器に該当するものと考えられるため。</p>	